

# TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレーン URL : <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和3年5月28日発行

有限会社トータルマネジメントブレーン Mail : [tmb@tkcnf.or.jp](mailto:tmb@tkcnf.or.jp) 担当 : 占部 七海

〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17アキバ南森町6F TEL : 06-6361-8301 FAX : 06-6361-8302

## 民間保険会社からの介護保険金等の受取の課税リスク

近年、高齢化が進み、介護や認知症に備える様々な民間保険が登場しています。最近、このような民間の保険会社から登場した“被保険者以外の親族が介護保険金を受け取る契約の介護保険”の課税上の取り扱いについて国税庁が問題視しています。国税庁は今後、同保険の受取状況などの実態把握に努め、通達の改正なども視野に適正な取り扱いを検討していくようです。今回は、保険金等の受け取り形態別に課税上のリスクや課税関係についてご紹介していきたいと思います。

### 1. 被保険者以外の親族が受ける介護保険金の課税リスク

民間の保険会社が提供する介護保険は通常、被保険者が一定の介護状態になった際に、その被保険者本人が介護保険金を受け取ることができるのですが、最近では被保険者本人は介護費用の支払いが直接行えないとして、被保険者本人ではなく、その親族が介護保険金を受け取ることができる商品があります。

被保険者が受け取った介護保険金は所得税法上、「身体の障害に基因して支払を受け取るもの」に該当し、非課税とされています（所令30一）。さらに、受取人が被保険者本人以外であっても、その配偶者若しくは直系血族又は生計を一にする他の親族が受け取る場合には、被保険者本人が受け取る場合と同様に非課税と扱われることが通達で示されています（所基通9-20）。これは、被保険者の代わりに親族が介護費用を支払うことができるようと考えられたものです。この取り扱いを乱用して租税回避を図り、被保険者以外の親族を介護保険金の受取人に設定することで、実際の介護費用を上回る多額の保険金を渡し、親族に所得税はかからず、かつ、みなし贈与の対象にもならないものとして（相法5①）、つまり、無税で金銭を親族に渡す“抜け道”的な動きが見受けられます。

そもそも介護保険金が所得税で非課税とされているのは、その保険金は身体の障害で生じる介護費用などの損失の穴埋めとして支払われるものであり、保険金の支払いを受けたところで担税力の増加はないと考えられるからです。同通達（所基通9-20）においても、いわば同一の財布として介護費用などの負担が想定される配偶者など一定の親族が保険金の支払いを受ける場合も同様と考え非課税とされています。しかし、こうした趣旨を逸脱して、介護費用などの支払いをしていない又は比較的軽度な介護状態で介護費用に比べて支払われる保険金が多額となっており、税負担の軽減を主な目的として受取人を被保険者以外の親族に設定しているといえるような場合では、法令や通達で想定する保険には当たらないものとして、非課税と扱われず、受取人は一時所得などとして課税されることが想定されます。また、所得税基本通達の前文にもある通り、法令の趣旨等を勘案し個々の事案に応じた弾力的運動が課税上求められており、すべからく同通達（所基通9-20）に基づき非課税になるとは言えず、個々の契約内容等に応じて課税対象となるか否かが判断されます。なお、相続が開始した場合において、医療費と比較して介護保険金が多額となるときは、相続開始以後に支払われた医療費は受け取った介護保険金で支払われるべきものであるため、相続税の課税価格から控除される債務控除の対象となりません。

### 2. 指定代理請求人が特定疾病保険金を受け取った場合

指定代理人として受け取った被保険者の生前給付型保険である特定疾病保険金は、死亡を保険事故として支払われる保険金に当たらないため、相続税法上、保険料の負担者から保険金（死亡共済金を含む。）を相続、遺贈又は贈与により取得したものとみなす旨の規定の適用はなく、贈与税の課税はありません（相法5①、相令1の4）。また、指定代理人として特定疾病保険金を受け取っているため、被保険者から指定代理人に対する贈与にも該当しません（民法99）。ただし、この保険金の帰属者は、あくまでも被保険者であって、指定代理人が自己都合のために保険金を使用した場合には、その使用した金銭相当額を被保険者から贈与があったものとして贈与税が課税されます（相法1の4、相基通1の3・1の4共-1）。

なお、その後、被保険者が死亡した場合において、その保険金について相続開始時点に未使用残高があるときは、その残額は被相続人の本来の相続財産として相続税が課されます。この場合、その保険金の未使用残高については「死亡保険金の非課税限度額」の適用がありませんのでご留意ください（相法12①五）。

### 3. まとめ

このように保険金の課税については法令の趣旨を勘案して個々の事案に即して課税されることとなります。被保険者以外の親族が受け取る介護保険金の商品は最近出てきたばかりですので、国税庁の今後の動向に注意したいものです。このような保険契約への加入をご検討の方は課税リスクへの注意が必要です。詳細な点をお知りになりたい方は、弊社スタッフまでご相談ください。